

2020年（令和2年）第2回総会議事録

- 1 告示年月日 2020年（令和2年）2月14日
- 2 通知年月日 2020年（令和2年）2月14日
- 3 開催年月日 2020年（令和2年）2月28日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所3階 小会議室

- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について

- 7 出席委員

| | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 1番 坂本 忠士 | 2番 佐藤 眞子 | 3番 土屋 智樹 | 4番 渡壁 則人 |
| 5番 山本 信之 | 6番 谷邊 博人 | 7番 岡本 卓也 | 8番 小林 輝仁 |
| | 10番 安原 理雄 | 11番 下江 京子 | 12番 河村 昇 |
| 13番 山本 明 | 14番 須藤 薫雄 | 15番 谷本 耕造 | 14名 |

- 8 欠席委員

| | |
|----------|----|
| 9番 寶諸 孝也 | 1名 |
|----------|----|

- 9 その他の出席者

| |
|----|
| 0名 |
|----|

- 10 事務局出席職員

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 事務局 局長 | 池田 昌弘 | 事務局次長 | 瀧川 滋雄 |
| 松永出張所 | 花田 宏 | 神辺出張所 | 藤井 勝俊 |
| 北部出張所 | 藤井 裕美 | | |
| 新市出張所 | 山縣 葉二 | 事務局 | 村上 裕信 |
| | | | 以上7名 |

1 1 議事内容

午前 9時 58分開会

| | |
|--------------|---|
| 事務局長 | ただいまから、2020年（令和2年）第2回福山市農業委員会総会を開会いたします。谷邊会長，会議の進行をお願いします。 |
| 会 長 | — 開会挨拶 — |
| 議 長 (6 番) | それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。最初に，総会の成立を申し上げます。 委員総数15名のうち，出席委員14名，欠席委員1名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。 続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないません。議席番号1番 坂本 忠士委員と議席番号10番 安原 理雄委員をお願いします。 議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。 |
| 事務局 | 2020年（令和2年）第2回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 まず，報告として，「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」を追加しています。内容は記載のとおりです。 次に議案書（別冊）2ページ6番と7番が取下げ。 次に4ページ12番が取下げ。 次に15ページ28番が取下げ。 次に32ページ20番の渡人 住所欄「北本条三丁目3番31号」を「北本庄三丁目3番31号」に訂正。 次に39ページ7番の渡人 名前欄「(亡) 児玉 眞一 相続人 児玉 淳子」を「(亡) 児玉眞一 相続人 児玉敦子」に訂正。 以上です。 |
| 議 長 | それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。東部地区の報告をお願いします。 |

| | |
|---------------------|---|
| <p>1 番 (坂本)</p> | <p>それでは、東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では、2月21日金曜日、午前8時40分から関係者により現地調査を行い、午前11時15分から地区協議会員全員出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。</p> <p>審議した案件は、議案第1号2件、議案第3号13件、議案第4号3件の合計18件です。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」別冊1ページ1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、大門町の譲渡人が高齢となり、所有する大門町大字野々浜の田1筆66㎡と畑4筆582㎡の合計5筆748㎡について、後継者である子の沖野上町五丁目の譲受人に贈与し、引き続き野菜・果樹の栽培をしていくものです。</p> <p>2番は、岡山県倉敷市の譲渡人が所有する春日町大字浦上の畑4筆合計680㎡について、江田島市でも果樹の栽培をしている東広島市の譲受人が譲り受けてブドウ・イチジクの果樹栽培をしていくものです。</p> <p>いずれの案件も譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>4 番 (渡壁)</p> | <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、2月25日の午後2時15分からの現地調査に続き、午後4時から市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号4件、議案第3号2件、議案第4号1件、合計7件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から5番、及び8番について報告します。</p> <p>3番は、多治米町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4番と5番は関連案件です。</p> <p>沼隈町の受人が、同町の両親から申請地の生前贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| <p>4 番 (渡壁) (続き)</p> | <p>8 番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>7 番 (岡本)</p> | <p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、2月25日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中5名の出席により、議案第1号4件、議案第4号2件、合計6件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9番から11番と、13番について報告します。</p> <p>9番から11番は関連案件です。東村町の受人が、妻の弟の家族から譲受け、耕作をするものです。水稻と野菜を栽培する計画です。</p> <p>13番は、藤江町の受人が、同居の父親から譲受け、農業経験を積もうとするもので、シイタケと野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>10 番 (安原)</p> | <p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。北部地区では、2月25日の午後1時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>協議会委員13名のうち、全員出席により、議案第1号8件、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第4号1件、議案第5号1件の合計16件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊5ページの14番から6ページの21番について報告をし</p> |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>10 番 (安原) (続き)</p> | <p>ます。</p> <p>14番と15番は関連案件で、14番で京都市の譲渡人外1人と、15番で京都市の譲渡人が、芦田町の譲受人に、いずれも申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>16番は、加茂町の譲渡人が、後継者である同居の譲受人である子へ、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻及び野菜を栽培するものです。</p> <p>17番と18番は関連案件で、駅家町の譲受人或いは借受人が、17番で3年間の使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、18番で同町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、水稻を栽培するものです。</p> <p>19番は、駅家町の譲受人が現在、申請地を借受けて耕作していますが、このたび、同町の譲渡人から譲受け、小作地を解放するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>20番と21番は関連案件で、新市町の譲渡人、譲受人それぞれお互いが所有する同町の農地について、20番で田 1筆 1,010平方メートルを、21番で田 1筆 892平方メートルを交換して農地の利用の利便性を図り、それぞれ水稻を栽培するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済み或いは、確保予定であり、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>13 番 (山本 明)</p> | <p>神辺地区農地調整協議会の審議内容について報告します。神辺地区農地調整協議会は、2月25日、午前9時からの現地調査に続き、午後0時45分より、神辺支所 3階31会議室において協議会委員8名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号2件、議案第3号7件、議案第4号1件、合計15件について、審査しました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7ページ22番から23番を報告します。</p> <p>22番は、上竹田に住む譲受人が近隣の譲渡人から申請地の田を譲り受け、経営規模の拡大をしていくものです。申請地では水稻を栽培する計画です。</p> <p>23番は、下竹田に住む譲受人が、申請地の田を譲渡人から譲り受け、水稻</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>13 番 (山本 明) (続き)</p> | <p>を耕作していく計画です。</p> <p>以上の件について、譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございました。事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>— 全員挙手 —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>10 番 (安原)</p> | <p>それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊 8 ページの 1 番について報告します。</p> <p>1 番は、駅家町の申請人が、申請地を貸露天駐車場として整備するものです。場所は、駅家南中学校の北、約 10 メートルのところ です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 議 長 | 神辺地区の報告をお願いします。 |
| 13 番 (山本 明) | <p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 8 ページ 2 番から 3 番を報告します。</p> <p>2 番は、川北に住む申請者が申請地へ長屋住宅 1 棟を建築するものです。</p> <p>3 番は、徳田に住む申請者が、申請地に露天駐車場を整備するものです。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われれます。</p> |
| 議 長 | ありがとうございます。事務局から補足説明等があればしてください。 |
| 事務局 | <p>議案第 2 号の 3 番は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため第 3 種農地と判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第 2 号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p> |
| 議 長 | これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 |
| 委 員 | — 質問等なし — |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|------------|--|
| 委員 | <p>— 全員挙手 —</p> |
| 議長 | <p>全員挙手により、議案第2号については原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 1番 (坂本) | <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」別冊9ページ1番から11ページ13番について報告します。</p> <p>1番は、尾道市の法人が、坪生町の譲渡人から坪生町の田2筆合計862㎡を譲り受けて、建売住宅4棟を建築するものです。</p> <p>申請農地の場所は、坪生町の仁井町内会館の南前です。</p> <p>2番と3番は、関連案件です。</p> <p>駅家町の法人が、隣接している御幸町大字下岩成の農地について、2番の畑1筆91㎡と3番の田1筆201㎡をそれぞれ譲り受けて、2筆合計292㎡に建売住宅1棟を建築するものです。</p> <p>申請農地の場所は、フジグランの西側約250メートルの加茂川沿いです。</p> <p>4番と5番についても、関連案件です。</p> <p>府中市の譲受人が、隣接している御幸町大字下岩成の農地について、同町の譲渡人から4番の田1筆459㎡と5番の畑1筆972㎡をそれぞれ譲り受けて、2筆合計1,431㎡に長屋住宅2棟を建築するものです。</p> <p>申請農地の場所は、フジグランの北西側の約450メートルです。</p> <p>6番は、御幸町の法人が、府中市の譲渡人が所有する御幸町大字下岩成の田1筆1,086㎡について譲り受けて露天駐車場として転用するものです。申請農地の場所は、御幸小学校の北側約300メートルです。</p> <p>なお、現地は既に一部を露天駐車場として利用されていたので、顛末書の提出を受けています。</p> <p>7番と8番は、関連案件です。</p> <p>神辺町の法人が、隣接する御幸町大字下岩成の農地について、同町の譲渡人</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>1 番 (坂本) (続き)</p> | <p>から7番の田1筆1, 888㎡と8番の田1筆761㎡をそれぞれ譲り受けて、2筆合計2,649㎡に建売住宅12棟を建築するものです。</p> <p>申請農地の場所は、芦田川自動車学校の北側約350メートルです。</p> <p>9番から13番についても、関連案件です。</p> <p>御幸町の2つの法人が、御幸町大字下岩成の農地について、9番で田1筆1,134㎡, 10番で田1筆1,468㎡, 11番で田2筆2,442㎡, 12番で田1筆1,019㎡, 13番で田1筆1,956㎡をそれぞれ持分二分の一ずつで譲り受けて、6筆合計8,019㎡に建売住宅30棟を建築するものです。申請農地の場所は、芦田川自動車学校の北側約300メートルです。</p> <p>現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>4 番 (渡壁)</p> | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の14番と15番について報告します。</p> <p>14番と15番は関連案件です。</p> <p>北吉津町の法人が、14番では府中市の渡人から、15番では津之郷町の渡人から、申請地を譲り受け、建売住宅 9棟を建築するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の東、約300メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、どちらも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>10 番 (安原)</p> | <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊12ページの16番から13ページ20番について報告します。</p> <p>16番は、神辺町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、加茂町の貸出人である祖母から申請地を借受け、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、加茂中学校の南東、約750メートルのところ。です。</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>13 番 (山本 明) (続き)</p> | <p>道上にある法人が，露天駐車を整備するものです。 現地調査をしましたが，周辺の農地への影響について問題ないと思われま す。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございました。事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第3号の19番は，昭和47年度から昭和61年度にかけて大橋地区と して実施されたほ場整備事業により，また20番は，昭和43年度から昭和5 6年度にかけ，才町地区と一体に実施された農業改善事業により整備された第 1種農地です。 議案第3号の23番と24番は井原鉄道井原線湯野駅からおおむね500 メートル以内に存在するため第2種農地と判断されます。 その他の案件は，農用地区域内農地，甲種農地，第1種農地，第3種農地に 近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため，その他の農地である第 2種農地として判断されます。 別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を 満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で， 周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお，19番，20番は第1種農地のため，9番から13番，23番と24 番は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見 聴取案件です。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質問等がないようですので，採決します。 議案第3号の9番から13番，19番，20番，23番と24番は許可相当 として常設審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は，原案のとおり許可する ことに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|------------|--|
| 委員 | — 全員挙手 — |
| 議長 | <p>全員挙手により、議案第3号の9番から13番、19番、20番、23番と24番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 1番 (坂本) | <p>それでは、議案第4号「非農地証明について」別冊16ページ1番から3番について報告します。</p> <p>1番は、春日町一丁目の申請人が、南蔵王町五丁目の田1筆996㎡について、昭和60年4月頃から貸露天駐車場として利用し、現在に至っているものです。申請地の場所は、国道182号線広尾交差点を東へ約200メートルの県道坪生福山線沿いです。</p> <p>2番は、坪生町の申請人が、同町の畑1筆16㎡について、平成10年2月頃から自宅の敷地として利用し、現在に至っているものです。申請地の場所は、坪生町の大場池の東側約50メートルです。</p> <p>3番は、岡山県倉敷市の申請人が、春日町大字浦上の畑3筆合計1,132㎡について、昭和14年12月4日から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となったものです。申請地の場所は、春日町の上池から北へ約100メートルです。</p> <p>現地確認を行いました。農地性は無く、農地への復旧は困難であるため証明妥当と判断しました。</p> |
| 議長 | 西部地区の報告をお願いします。 |
| 4番 (渡壁) | <p>議案第4号「非農地証明について」の4番について報告します。</p> <p>4番は、沼隈町の申請人が、昭和50年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、平迫交差点の北、約50メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 議 長 | 松永地区の報告をお願いします。 |
| 7 番 (岡本) | <p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の5番と6番について報告します。</p> <p>5番は、藤江町の申請人が、昭和46年ごろから、進入路および倉庫、車庫の敷地として利用されていたものです。場所は、藤江保育所から、東南へ約800メートルのところですか。</p> <p>6番は、40ページ1番と関連しています。北吉津町の申請人が、平成3年ごろから、庭として利用されていたものです。場所は、柳津小学校から、北へ約300メートルのところですか。</p> <p>なお、5番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | 北部地区の報告をお願いします。 |
| 10 番 (安原) | <p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊16ページの7番について報告します。</p> <p>7番は、新市町の申請人が、昭和31年頃かから、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は、網引小学校の北西、約700メートルのところですか。</p> <p>なお、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | 神辺地区の報告をお願いします。 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>13 番 (山本 明)</p> | <p>議案第 4 号「非農地証明について」の 16 ページ 8 番について報告します。 申請地は、平成 5 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっておりま す。 なお、現地確認しましたが、農地への復元は不可能であるため、非農地証明 可能と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。 議案第 4 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い します。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>— 全員挙手 —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>全員挙手により、議案第 4 号は原案のとおり決定します。 次に、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程 します。北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>10 番 (安原)</p> | <p>それでは、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の 別冊 17 ページの 1 番について報告します。 1 番は、加茂町の相続人である子が、同町の申請地の田 1 筆 800 平方 メートルを相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。申 請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 全員挙手 —</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）18ページから24ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、20件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページから27ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、28ページから36ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条12件、5条40件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、37ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、38ページから39ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が、追加報告の1件とあわせ計10件ありました。</p> <p>次に、40ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できな</p> |

| | |
|-------------|---|
| 事務局 (続き) | <p>ったため、1件の提出がありました。理由は事業の中止によるものです。 専決処分及び届出等については以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 質問等なし —</p> |
| 議 長 | <p>質問等もないようですので、以上をもちまして2020年（令和2年）第2回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は3月30日開催の予定です。皆様お疲れ様でした。</p> |

午前10時43分閉会